

市第66号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市荏田西コミュニティハウス	青葉区美しが丘 五丁目13番地の 5	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	横浜市荏田西コミュニティハウスの供用開始の日から平成33年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市荏田西コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）